

「神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例」のご案内

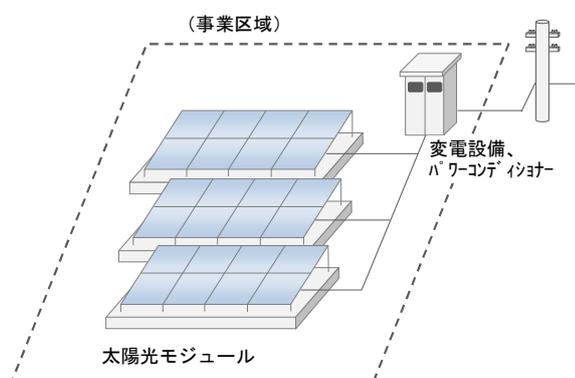
本条例に基づき、太陽光発電施設を地上に設置する場合や蓄電所を設置する場合には許可申請（又は届出）が必要です。条例施行前に設置された施設（既存施設）についても、施設の変更（パネル面積の拡大など）を行う場合は、変更許可又は変更届出の対象となります。

条例制定の目的

- ・ 2012年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電施設の導入容量・件数が急速に増加してきましたが、不十分な設計・施工の事例や、立地地域でのトラブル、山林伐採による自然破壊、事業終了後のパネル放置に係る懸念等が神戸市を含め全国的な課題となっています。
- ・ そこで、地上に設置する太陽光発電施設について、太陽光発電施設の安全性・信頼性を高め、災害防止を図るとともに、自然環境の保全を図ることを目的に条例を制定しました。
- ・ また、蓄電所についても太陽光発電施設と同様の懸念等があることから、2025年7月に本条例を改正し規制の対象に加えました。

条例の対象となる施設（特定施設）

- ・ 発電出力 10kW 以上 で 地上に設置 する太陽光発電施設

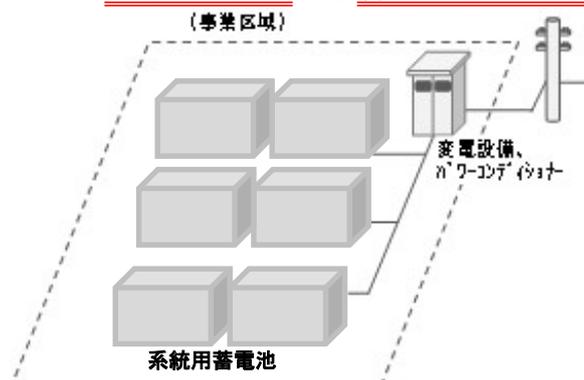


◎対象 ➡ ・ 発電出力 10kW 以上
・ 地上設置

×対象外の施設

- ➡ ・ 建築物の 屋根等に設置する施設
・ 発生電力を 売電しない施設（自家消費）

- ・ 出力 1万 kW 以上 又は 容量 8万 kWh 以上 の蓄電所[※]



◎対象 ➡ 出力 1万 kW 以上
又は
容量 8万 kWh 以上

※蓄電所
系統用蓄電池から放電する事業であって、蓄電池のみで独立して設置されるもの

条例で規定する義務等

| | 禁止区域 | その他の区域 | 維持管理等 |
|-------------------------------|-------------|--|--|
| [新規施設の設置] | 設置不可 | 許可申請 ^{※2} または 届出 が必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄等費用の事前確保 ・ 損害賠償責任保険への加入 |
| [既存施設^{※1}の変更] | 変更不可 | 事業計画変更には、 許可申請又は届出が必要な場合 があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度の維持管理の定期報告 ・ 廃止時の届出 |

※1 2019年7月1日前に設置された太陽光発電施設

※2 事業区域に応じた申請手数料が必要です。(1,000㎡以上；151,000円、1,000㎡未満；82,000円)

禁止区域

- ・ 事業区域に下記の区域が含まれる場合は特定施設を設置することはできません。
- ・ 禁止区域に設置されている既存施設については、事業計画の変更を行うことはできません。

禁止区域

災害危険区域・地すべり防止区域^{※1}・急傾斜地崩壊危険区域^{※1}・土砂災害警戒区域
 緑地の保存区域
 決壊すると周辺の家屋や公共施設等に被害を及ぼす恐れのある特定農業用ため池等^{※2}

※1 関連法令に基づき許可されている場合を除く

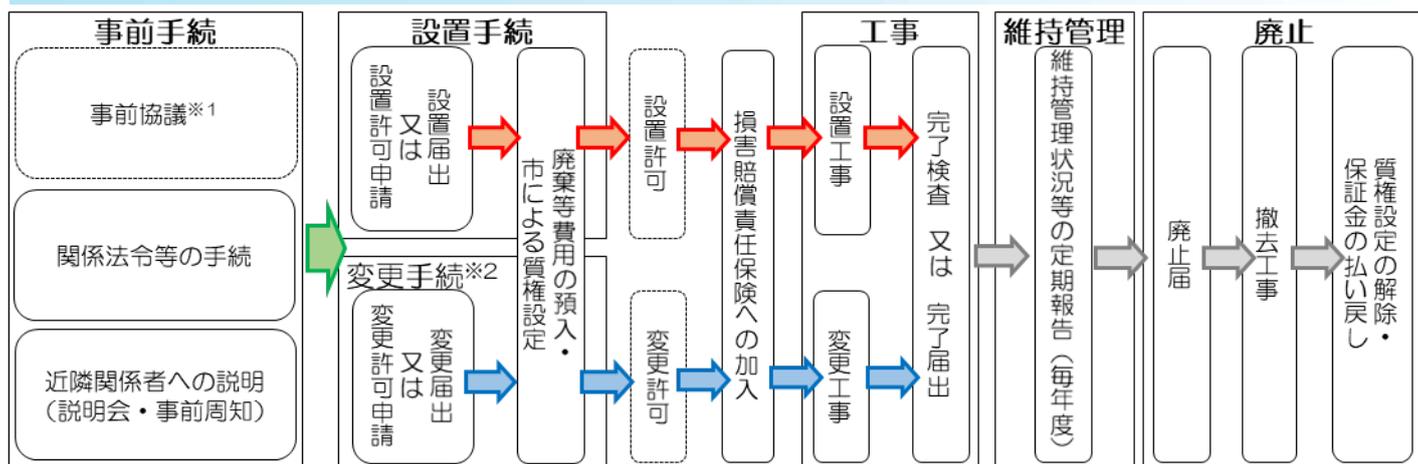
※2 特定農業用ため池等のうち、「ひょうごのため池安全安心定期点検事業実施要領」及び「同実施要領運用」に基づき点検を実施した結果、健全度判定において「要監視」「要早期改修」と判定されたため池

許可申請が必要な区域

- ・ 事業区域内に下表に掲げる区域が一部でも含まれると許可申請の対象となります。
- ・ 区域外の場合は届出となります。

| 区域 | 詳細 |
|---------|---|
| 急傾斜地 | 斜度30度以上の勾配を有する土地を含む区域 |
| 住居系区域 | 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・田園住居地域・旧住宅地造成事業に関する法律に基づく認可を受けた住宅団地 |
| 鉄道近傍 | 鉄道事業法で規定する普通鉄道の鉄道用地の敷地境界から50m以内 |
| 道路近傍 | 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び自動車専用道路の道路用地の敷地境界から20m以内 |
| 市街化調整区域 | 市街化調整区域を含む区域 |

手続の標準的な流れ



※1 届出の場合は任意

※2 軽微な変更を除く

➡: 事前手続

➡: 新規設置手続

➡: 事業計画変更手続（既存施設含む）

➡: 設置後の手続

事前協議手続

・特定施設の許可申請を行う場合、実施しようとする事業計画の概要をあらかじめ確認し、必要な手続などを整理するため、事前協議の実施を義務付けています。

・具体的には、事業計画の概要を示す書類（事前協議書）を提出していただき、記載内容が本条例の規定に適合しているかを確認するとともに、適用される他の法令等の内容、必要な手続等を知ります。

事業者は、通知を受けた日から **3年以内** に設置許可申請又は変更許可申請を行う必要があります。

※なお、届出対象である施設を設置する場合、事前協議は任意ですが、手続を円滑に進めるため、可能な限り事前協議を実施するようお願いしています。

関係法令・条例等の手続き

・特定施設の設置にあたり、下表に示す関係法令・条例の手続きが必要となる場合は、許可申請・届出時に関係法令・条例の手続き状況を記す書類を提出する必要があります。

表 手続き状況を記す書類の提出が必要な関係法令・条例等

| | |
|----------------|-----------------------|
| 砂防法 | 農業用ため池の管理及び保全に関する法律 |
| 森林法 | ため池の保全等に関する条例 |
| 消防法 | 風致地区内における建築等の規制に関する条例 |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法 | 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例 |

近隣関係者への説明

- ・許可申請、届出、承継の前に、事業計画の内容等について下表に定める方法（説明会の開催又は事前周知の実施）で近隣関係者への説明が必要です。
- ・説明にあたっては、近隣関係者の理解が得られるよう、誠実かつ丁寧な説明を実施して下さい。

| | 説明会の開催 | 事前周知の実施 |
|---------------|--|---|
| 対象施設 ・手続き | 以下の施設に関する許可申請を行う場合 ①出力が 50kW 以上の太陽光発電施設 ②出力が 50kW 未満の太陽光発電施設で関係法令・条例等の手続き*が必要となる区域に設置する場合 ③蓄電所 | ・左記①～③以外の施設に関する許可申請を行う場合 ・届出を行う場合 ・承継の届出を行う場合 ※説明会の開催でも可能 |
| 説明対象者 及び範囲 | ①事業区域に隣接する土地の所有者 ②隣接地にある建築物の所有者 ③事業規模ごとに、以下に定める範囲内の居住者及び地元自治会等 ・出力が 50kW 未満の太陽光発電施設 →実施場所の敷地境界線から 100m以内 ・出力が 50kW 以上の太陽光発電施設・蓄電所 →実施場所の敷地境界線から 300m以内 ・環境影響評価法、市環境影響評価条例対象事業 →実施場所の敷地境界線から 1 km以内 | 実施場所の敷地境界線から 100m 以内の居住者 |
| 説明内容 | ①事業計画の概要 ②関係法令（条例を含む）の遵守状況 ③設置場所の所有権その他の使用の権原の取得状況 ④設置工事の概要 ⑤事業者の関係者（主な出資者を含む）に関する事項 ⑥周辺地域の安全、良好な景観、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響、予防措置の内容 ⑦事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他処理に関する事項 ⑧地方公共団体等との間で締結した協定等の承継等に関する事項 | |
| 開催・周知 時期 | 原則：本条例の許可等の申請の日の 3 月前までの時期 ただし、下記①②に該当する場合は、上記に加え下記にそれぞれ示す全ての時期 ①関係法令・条例等の手続き*を行う場合：申請までの時期 ②環境影響評価法、条例の環境影響評価を行う場合：以下の全ての時期 ・計画段階環境配慮書（事前配慮書）の作成日前までの時期 ・環境大臣若しくは主務大臣が計画段階環境配慮書の意見を述べた日から本条例の許可等の申請の日の 3 月前までの時期、又は市が事前配慮書の市長意見書を公告した日から本条例の許可等の申請の日の 3 月前までの時期 ・環境影響評価書を作成した旨等を公告した日後、本条例の許可等に係る事業のための工事に着手するまでの時期 | |
| その他 | ①説明会開催の事前通知義務（開催日の 2 週間前まで） ②説明会開催の周知方法 投函、戸別訪問、回覧板、広報・広報紙への掲載等 ③説明会の進め方に関する事項 住民からの質疑応答の機会の確保、申請者による質問等への誠実な対応 ④説明会の状況の記録（録音、録画等）、施設の廃止までの間の記録媒体の保管 ⑤開催後、質問の受付（2 週間以上）、質問等に対する書面による回答 | ①周知方法 ・投函、戸別訪問による書面配付 ・インターネットによる閲覧（閲覧するホームページのアドレスを住民が確認できる回覧板等媒体に掲載） ②質問の受付（2 週間以上）、質問等に対する書面による回答 |

※ 関係法令・条例等の手続き

p3 の「表 手続き状況を記す書類の提出が必要な関係法令・条例等」の手続き

施設基準

- ・施設の新規設置、既存施設の変更については、下表に定める施設基準に従って設置して下さい。

| 項目 | 施設基準の抜粋 |
|-----------------------|--|
| 災害の発生の防止 | 地盤の安定性の確保・太陽光パネル設置地盤勾配（30度以下） 擁壁の設置及び法面の安定性の確保 排水施設及び調整池の設置 特定農業用ため池等の耐震性能の確保 |
| 構造の安全性 （太陽電池モジュール） | 太陽電池モジュール架台の基礎及び架台の安全性の確保 特定工作物の構造耐力上主要な部分の耐久性の確保 |
| 自然環境及び生活環境の保全 | 残置森林の保全（25%以上（ただし事業区域5ha以上の事業は50%以上、事業区域50ha以上の事業は60%以上）） 緑地率の確保（10%以上）、敷地境界部分の遮蔽又は緩衝措置 反射光の抑制 |
| 維持管理及び廃止後の措置 | 保守点検・維持管理の実施 廃止後の速やかな撤去・跡地の緑化等の修景措置 維持管理費用及び撤去費用の積立 |

廃棄等費用の事前確保

- ・太陽光パネルは、放置されると周辺環境への影響が大きいため、廃棄等に要する費用（保証金）を事前に金融機関に預け入れることを義務付けています。また、金融機関に預け入れられた保証金については、神戸市を質権者とする質権設定契約を締結し、太陽光パネル等が適正に撤去・廃棄されない場合等に、神戸市が事業者により廃棄等を行う場合の費用とします。
- ・保証金の額は下記の①②のいずれかのうち高い方の金額とします（蓄電所は②の金額とします）。

①発電出力に発電出力1kW当たりの資本費（再エネ特措法の調達価格等算定委員会において示される調達価格の算定に用いたもの）の6%（事業区域に斜度30度以上の勾配を有する土地が含まれる場合は7%）に相当する額を乗じて得た額。

※ただし、2020年度以後の調達価格の適用を受けることとなる特定事業を実施しようとする場合は、特定施設の発電出力に1kW当たり1万円を乗じて得た額

②特定事業の資本費の6%（事業区域に斜度30度以上の勾配を有する土地が含まれる場合は7%）に相当する額又は特定事業に係る廃棄等費用の見積額

- ・保証金は事業終了後、事業者が廃棄等を行う場合の費用として、神戸市の上承を得た上で金融機関から払い戻しを受けて使用することができます。

損害賠償責任保険への加入

- ・特定施設の設置工事に着手するまでに、損害賠償責任保険（施設の崩落や太陽光パネルの飛散など、特定施設に起因して他者へ損害を与えた際に補償がなされるような保険）に加入する必要があります。

適正な維持管理の実施

- ・ 条例施行前に設置された施設を含む全ての特定施設に対して、適正な維持管理を義務付けています。また、維持管理の状況については、毎年度4月から6月までに報告する必要があります。
- ・ 維持管理状況報告には前年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書を添付する必要があります。

違反者の公表・罰則等

- ・ 災害発生の防止、良好な自然環境又は生活環境の保全のために、**必要な措置を講ずるよう勧告し、勧告に従わない場合、氏名等を公表することがあります。**
- ・ 勧告に係る措置をとるべき旨の市長の命令に従わない場合、必要な届出をせずに特定施設を設置した場合など、条例の規定に違反した場合には、過料が課せられます。
- ・ 違反事業者は経済産業省による**再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）**に基づく指導の対象となる場合があります。

問い合わせ窓口

| | 内 容 | 部 署 | 電話番号 |
|--------|---|---------------------|--------------|
| | 条例全般に関すること 事前協議・許可申請書・届出・維持管理状況報告の受付 | 環境局環境保全課 | 078-595-6217 |
| 施設基準関係 | 災害の発生の防止（地盤に関すること） | 建設局森林・防災部防災課 | 078-322-6089 |
| | 災害の発生の防止（調整池に関すること） | 建設局森林・防災部河川課 | 078-322-6685 |
| | 災害の発生の防止 （特定農業用ため池等に関すること） | 経済観光局農政計画課 | 078-984-0372 |
| | 構造の安全性 （地上設置型太陽電池モジュールに関すること） | 建築住宅局建築指導部 建築安全課 | 078-595-6562 |
| | 自然環境及び生活環境の保全（反射光以外） 維持管理・廃止後の措置 | 環境局環境保全課 | 078-595-6217 |
| | 生活環境の保全（反射光に関すること） | 都市局都市計画課 | 078-595-6710 |

※上記の住所、電話番号は、令和7年7月現在の情報です。

神戸市環境局 環境保全課

神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST2 階

Tel : 078-595-6217

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kaihatsu/plan/pv.html>